

総合評価一般競争入札を行なうので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月10日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 件名

新幡郷発電所(水力発電所)（以下「新幡郷発電所」という。）コーポレートP P A売電業務

## 2 事業概要

電力の地産地消、環境価値を活用した産業振興、脱炭素化推進を目的として、新幡郷発電所が発電した電力とその非化石価値を、県内の「電力を使用する需要家」（以下「需要家」という。）へ小売電気事業者を通じて供給する。また、需要家への電力供給に余剰が発生した場合であっても、余剰電力は県内に供給する。

需要家に供給される電力は新幡郷発電所から発生した電力であるが、需給調整等の都合で小売電気事業者が調達した他の電源等からの電力を合わせて供給する場合がある。

## 3 入札に付する事項

### (1) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (2) 企画提案で求める要件

本件は総合評価一般競争入札のため、入札書のほかに、入札説明書及び別添1企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）の記載の事項に従って作成したコーポレートP P A売電業務に係る企画提案書を提出すること。

### (3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日まで

イ 売却期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

### (4) 対象発電所

新幡郷発電所（鳥取県西伯郡伯耆町大字金廻字上法蔵寺5-1番地）

### (5) 目標売却電力量

ア 令和9年度 38,877,000kWh

イ 令和10年度 38,877,000kWh

ウ 令和11年度 38,877,000kWh

エ 令和12年度 38,877,000kWh

なお、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。ただし、P P Aによる供給電力量合計は年間最大38,877,000kWhを上回らない計画とする。

### (6) 企画提案書の提出

本件入札は総合評価一般競争入札のため、入札書のほかに、入札説明書及び作成要領に従って作成したコーポレートP P A売電業務に係る企画提案書を提出すること。なお、企画提案書に記載の内容を確認するために、ヒヤリング等を求めることがある。

### (7) 売却期間において、入札者は購入した売却電力量を鳥取県内へ全量供給することを必須とする。なお、入札者が需要バランスンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。

- (8) 需要バランシンググループが異なる共同企業体で申込み場合は、あらかじめ共同企業体の代表者を定め、代表者は、当該公募に関する共同事業体の取りまとめや手続き等を担当すること。なお、契約締結後は、共同事業体の構成員は共同連携して契約内容を履行し、代表者は、本県企業局との各種手続きを代表して行うものとする。
- (9) 売却する電力には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて本県と入札者の双方で協議するものとする。
- (10) 基本協定書作成  
落札者の決定後、本県、小売電気事業者、需要家の3者で基本事項の協定を締結する(別添2協定書案により作成する)。
- (11) 予定価格(消費税及び地方消費税の額は含まない。)  
12.05円/kWh

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和8年7月1日(水)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより7(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに7(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

カ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。

キ 以下の(ア)、(イ)のうちいずれかを満たす者。

(ア) 令和6年度又は令和7年度の期間において、鳥取県内への電力供給実績(入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供

給したのも認める。)が新幡郷発電所の令和9年度目標売却電力量の38,877,000 kWh以上であること。

(イ) 契約期間を通して、購入した売却電力について、鳥取県内の特定の需要家へ供給する具体的な計画があること。(入札者が需要バランスグループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。)

ク 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過となっておらず、累積欠損がないこと。

ケ 5に規定する要件を満たす需要家1者以上と電力需給契約を締結する計画があること

コ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のアからカまでの要件を全て満たしていること。

イ 共同事業体が、(1)のキ及びケの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) その他必要な事項

キ 県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している構成員が1以上であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 5 需要家に求める要件

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必

要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行っていること。なお、本入札で調達する電力は県内事務所等に限って使用することができる。

- (3) 本業務の参加に伴い、非再エネ電気料金プランから小売電気事業者が提案するPPAによる再エネ電気料金プランに変更すること。
- (4) 本入札及び加地発電所(水力発電所)コーポレートPPA売電業務の入札において、複数の小売電気事業者の需要家となることはできない。

## 6 企画提案書の審査方法

審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類を受けて、別添3鳥取県営水力発電所コーポレートPPA売電業務評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、審査委員が合議により評価する。

## 7 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札・契約の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課

電話番号0857-26-7445

電子メール kigyuu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話番号0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和8年6月10日（水）から令和8年7月29日（水）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県企業局ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/311880.htm>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年7月29日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付費用

無償

## 8 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び入札説明書に定める添付資料を令和8年7月29日（水）までに7（1）の場所に提出し、総合評価一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 9 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 令和8年8月19日(水)午後2時

イ 場 所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

ウ その他 郵送等による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限 令和8年8月18日(火)午後5時

(イ) 提 出 先 7(1)に同じ。

(ウ) そ の 他 郵送等による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札方法

入札書及び企画提案書を入札説明書及び作成要領に従い作成し、紙で印刷し持参又は郵送等によることとし、これ以外の方法による入札は認めない。

なお、郵送等については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札金額(電力量料金単価)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札金額は電力量料金単価(1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書に記入すること。

(4) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(郵送等の場合を除く。)

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札

オ 記名押印のない入札書による入札

カ 金額数字の不鮮明な入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 政令、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)

及び本件公告その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定方法

落札者の決定は、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で有効な入札を行った者のうちから、次のとおり決定する。(予定価格未満は失格とする。)

- (1) 入札価格に対する点数（価格点）及び企画提案書の内容評価に対する点数（性能点）は、評価要領の落札者決定基準に示すとおりとする。
- (2) 有効な入札を行った者を対象に、評価要領に示す落札者決定基準のとおり企画提案書の内容を審査員の合議により採点する。

審査委員の合議により採点した性能点と価格点の合計点数が最も高い者を落札者とし、総合して最高点を得る者が2者以上となる場合は、価格点が多い方を落札者とする。この場合において、価格点が同点の場合は審査会の合意により決定する。

## 11 契約書作成の要否

要する。（別添4契約書案により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。）

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 13 企画提案の実施報告

小売電気事業者は、本業務により需要家が使用した使用電力量実績について、1年ごとに本県に報告すること。

小売電気事業者及び需要家は、企画提案書の産業振興・地域振興、脱炭素化推進の項目で提案した内容について、令和13年3月31日までに、実施状況について、1年ごとに本県に進捗を報告するものとする。

## 14 その他

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、財務規程及び会計規則の定めるところによる。
- (2) この入札の実施結果（入札参加者名（小売電気事業者及び需要家）、入札金額（電力量料金単価）及び各評価項目の採点結果）は、落札者決定後、鳥取県ホームページにおいて公表する。なお、順位が2位以下のものについては、入札参加者名（小売電気事業者のみ）、入札金額（電力量料金単価）、性能点と価格点の各合計点を公表する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。